

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第八号

令和二年四月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

理事 山岡 将吾君

理事 安藤 高夫君

理事 石崎 徹君

理事 神田 裕君

理事 國場幸之助君

理事 辻 清人君

理事 野中 厚君

理事 穂坂 泰君

理事 細田 健一君

理事 山際大志郎君

理事 和田 義明君

理事 落合 貴之君

理事 齊木 武志君

理事 宮川 伸君

理事 中野 洋昌君

理事 足立 康史君

理事 神山 佐市君

理事 鈴木 淳司君

理事 田嶋 要君

理事 鰐淵 洋子君

理事 穴見 陽一君

理事 石川 昭政君

理事 岡下 昌平君

理事 高村 正大君

理事 武部 新君

理事 富樫 博之君

理事 福田 達夫君

理事 星野 剛士君

理事 三原 朝彦君

杉本 和行君

風木 淳君

長谷川周夫君

齋藤 馨君

高島 竜祐君

森 源二君

二宮 清治君

赤堀 毅君

藤木 俊光君

春日原大樹君

河本 健一君

未途君

浅野 哲君

楠沢 誠君

山崎 亮君

笠井 亮君

梶山 弘志君

宮下 一郎君

遠山 清彦君

稲津 久君

橋本 岳君

松本 洋平君

神田 憲次君

中野 洋昌君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

佐々木 紀君

經濟産業委員會專門員 佐野圭以子君

委員の異動

四月十七日

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

業省大臣官房審議官河本健一君、經濟産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君及び国土交通省航空局安全部長川上光男君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。國場幸之助君。

○國場委員 本日は、貴重な質問の機会をありがとうございます。

それでは、特定高度情報通信技術活用システムに関する法案について質問を行います。

まず、新型コロナ対応でできることという問題意識で質問したいと思うんですが、この法案をこの時期に審議する歴史的な意義とタイミングとして、特定高度通信技術を活用し、いかに感染症との闘いに勝ち、経済再生に資するののかという時代の要請、課題克服にもあると考えます。

事実、この法案の第一条「目的」にも、「我が国の安全保障に寄与することを目的とする。」と明記されております。サイバーセキュリティや中国の通信機器も安全保障上の重要課題ですが、感染症というテーマも国家安全保障上の緊急課題でございます。

この法案がどのように貢献できるのか、国民の命と健康を守るためにどのような余地があるのかについての答弁をお願いします。

○梶山國務大臣 今回の新型コロナウイルスの感染症の拡大の局面において、我が国の課題という

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キャンペーン準備室次長風木淳君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、金融庁総合政策局参事官齋藤馨君、消費者庁審議官高島竜祐君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省大臣官房審議官二宮清治君、外務省大臣官房参事官赤堀毅君、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、經濟産業省大臣官房審議官春日原大樹君、經濟産

業省大臣官房審議官河本健一君、經濟産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君及び国土交通省航空局安全部長川上光男君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。國場幸之助君。

○國場委員 本日は、貴重な質問の機会をありがとうございます。

それでは、特定高度情報通信技術活用システムに関する法案について質問を行います。

まず、新型コロナ対応でできることという問題意識で質問したいと思うんですが、この法案をこの時期に審議する歴史的な意義とタイミングとして、特定高度通信技術を活用し、いかに感染症との闘いに勝ち、経済再生に資するののかという時代の要請、課題克服にもあると考えます。

事実、この法案の第一条「目的」にも、「我が国の安全保障に寄与することを目的とする。」と明記されております。サイバーセキュリティや中国の通信機器も安全保障上の重要課題ですが、感染症というテーマも国家安全保障上の緊急課題でございます。

この法案がどのように貢献できるのか、国民の命と健康を守るためにどのような余地があるのかについての答弁をお願いします。

○梶山國務大臣 今回の新型コロナウイルスの感染症の拡大の局面において、我が国の課題という

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キャンペーン準備室次長風木淳君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、金融庁総合政策局参事官齋藤馨君、消費者庁審議官高島竜祐君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省大臣官房審議官二宮清治君、外務省大臣官房参事官赤堀毅君、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、經濟産業省大臣官房審議官春日原大樹君、經濟産

業省大臣官房審議官河本健一君、經濟産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君及び国土交通省航空局安全部長川上光男君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。國場幸之助君。

○國場委員 本日は、貴重な質問の機会をありがとうございます。

それでは、特定高度情報通信技術活用システムに関する法案について質問を行います。

まず、新型コロナ対応でできることという問題意識で質問したいと思うんですが、この法案をこの時期に審議する歴史的な意義とタイミングとして、特定高度通信技術を活用し、いかに感染症との闘いに勝ち、経済再生に資するののかという時代の要請、課題克服にもあると考えます。

事実、この法案の第一条「目的」にも、「我が国の安全保障に寄与することを目的とする。」と明記されております。サイバーセキュリティや中国の通信機器も安全保障上の重要課題ですが、感染症というテーマも国家安全保障上の緊急課題でございます。

この法案がどのように貢献できるのか、国民の命と健康を守るためにどのような余地があるのかについての答弁をお願いします。

○梶山國務大臣 今回の新型コロナウイルスの感染症の拡大の局面において、我が国の課題という

インというものを四月十日に作成し公表をいたしたところであります。このガイドラインは、安全性の観点から水素燃料電池ドローンが満たすべき事項の明確化などを図るものでありまして、今後、ドローンにおける水素利用の拡大にも資するものと考えております。

引き続き、水素社会の実現やドローンの利活用拡大などの政策課題に対し、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。室蘭市を始めとしたこうした先進的な取組に我々経産省としてもしっかりと寄り添いながら、一緒にやっていきたいと思っております。

○山岡委員 ありがとうございます。

最後、法案担当ということで、松本副大臣にも御答弁をいただきました。非常に期待も寄せていただき、課題もおっしゃっていただいて、感謝であります。

高圧ガスのお話がありましたが、このことを所管するのも経産省でありまして、さまざまな規制、安全の中での規制もあるわけでありましてけれども、地域からの期待の声もあるということもぜひ御理解もいただいて、ぜひ前向きな対応もいろいろ研究していただきたいと思っております。

きょうは、法案の質疑もまだまだあつたんですけれども、附帯決議もつけさせていただく中で、私たち、また、さまざまな議会としての考え方も述べさせていただくことになろうかと思っておりますので、私の持ち時間での質疑はここまでとさせていただきます。この最新の技術というのが地域、地方にとって本当にさまざまな課題解決につながるという期待を寄せていくとともに、その導入には政策的な支援をやっていかないと、民間ベースで、ビジネスベースでやっていったら間違いなく地方には普及しないという実態も踏まえながら、引き続きいろいろな点について私も問題提起していきますので、ぜひ御指導賜ればと思います。

きょうは、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いたします。

本日は、時間が約二十分と限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、マスク、人工呼吸器の国内生産能力の強化策について、一昨日の議論の続きをさせていただきますかと思っております。

まず最初に、マスク製造装置の調達上の課題について、前回は価格ですとか納期といった議論がございましたが、今どういった現状になっているのか、答弁を求めたいと思っております。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

経産省といたしまして、マスク供給の不足が見られる中、国内の生産能力拡大ということで、二月から設備投資支援を行っております。マスクの製造装置の価格につきましては、さまざまばらつきがあるところでございますが、中国等の海外の製造メーカーによる価格はおおむね二千万円から三千万円程度、国内メーカーによるオーダーメイドの比較的生産性の高い製造装置については一億円以上の水準のものもあるというふうな何とていうところでございます。

今、公募申請の相談を受ける中で、こういった製造装置について、どういう状況かということもお話を伺っております。設備の納入時期のおくれに関する声というのは多く聞いているところでございますが、設備の価格自体が高騰している、それによって申請ができないという声は、現時点においては少ないというふうな認識しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

中国製の装置の場合は二千万から三千万、そして国内生産のものは一億円以上の価格帯ということでありまして。

ただ、それを踏まえると、今、経済産業省の方で補助事業を計画しておりますが、補助上限額が原則三千万円、製造ライン当たり原則三千万円というところであります。

そして、補助率が四分の三

から三分の二ということなんですけれども、きょう議論したいのは、この上限額、そしてこの補助率であります。

前回のこの経済産業委員会の大臣の答弁ですと、今、補助上限額の引上げが必要な状況にはないと現時点では認識しているというふうな答弁をなさいましたが、やはり、この価格帯の変動、そして、今まさに世界じゅうで製造装置が引つ張りだこなっている状況を考えれば、この原則三千万円、原則という言葉がござりますので、ぜひ、もう一度答弁をいただきたいのは、これから、中国産の装置が入ってこなくて、国内の製造装置を買わざるを得ない場合ですとか、いろいろなケースが考えられます。

上限額についてはある程度の融通性を持たせるべきだというふうに思っておりますので、その点に関して、まずは御答弁いただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 補助上限額につきましては、一ライン原則三千万円としておりまして、通常の設備であれば対応可能な水準と考えております。

そして、前回、予備費で計上いたしました補助事業にしましては十三件採択をされました。こういった上限の中で、補助率の中で全てが稼働をし始めたということでありまして。

ただし、マスクの生産数量や、一般的な設備と比較した出荷までの早さ、人手を要しないこと等を満たす高性能な設備にしましては、今回、上限額を二億円としたいと思っております。柔軟な対応をしてみたいと思っております。

補助上限額については、以上のとおりであります。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、この補助率についても議論をさせていただきますかと思っております。

は、導入障壁が、導入の負荷が高いので決断を促すために十分の十ということだと思っております。

一方で、マスクの補助率、マスク製造装置に対する補助率を三分の二から四分の三というふうにして理由については、感染拡大の終息後も国内や海外における需要に期待ができるからということ、一定の負担をお願いするということなんですけれども、これはちよつと見方を変えたら、人工呼吸器も、終息後であつても、やはり、今回、人工呼吸器がこれだけ足りないというのが世界じゅうにありますから、需要が世界的に今よりもふえるということは予見できると思っております。

逆に、人工呼吸器は導入が大変だということなんですけれども、マスクに比べて、決して導入障壁が低いわけではなくて、かなり専門的なノウハウだったり、今議論したような装置の入手から、さまざまな準備、手間がかかります。

こういった環境の中で企業の決断を促すためには、やはり、マスクの生産装置やアルコールの生産装置についても、補助率を人工呼吸器と同様の十分の十にすべきだというふうに思うんですけれども、この補助率について答弁を求めたいと思っております。

○梶山国務大臣 補助率につきましては、マスクは、先ほど委員からも前回の私の答弁の引用がございましたけれども、事態取捨の後、国内における花粉症対策、保湿などを目的とした通常の需要に加え、これまでマスクを着用する文化のなかった欧米の需要など、引き続き高いニーズが想定をされております。

先ほど申しましたけれども、予備費で計上した六・一億円の十三件が採択をされて、これは補助率はそのまま、今のままですけれども、すぐ稼働に、今至っております。そして、今度の補正予算はまだ成立していませんけれども、数多くの相談が来ているということで、今の補助率のままで手も上げる企業はかなりあるということでありまして、補助率はこのままで参りたいと思っております。

○浅野委員 続いての質問に移ります。

この補助率が現状の状態でもさまざまな問合せが来ているということなのですけれども、このマスクの製造装置の導入に対しては、あらゆるメーカーが簡単に導入できるものではないということなんです。今、あくまでも、増産要請をしているのは、これまでマスクを製造してきたメーカーに対してするさらなる増産の要請をしていますけれども、全くマスクをつくったことのない企業が、クリーンルームですとか設備に余裕があるので協力したいという場合には、なかなかこれは簡単にマスク生産を開始できないような状況にあるというふうに伺っています。

そこで、マスク、人工呼吸器の製造に初めて参加する企業に、より参加しやすくするためにどういった対応をすべきなのか、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

マスクや人工呼吸器に関しまして、供給体制を速やかに確保するという事で、国内の既存企業による増産や輸入の拡大について働きかけを行っておりますが、今先生御指摘のように、それに加えまして、異業種からの協力を得ることも重要だということに思っております。

一方で、今、これもまた御指摘ございましたように、異業種の方がいきなり生産にかかるということはかなり難しいということも事実でございます。そのため、マスクの設備投資補助金に関しましては、初めて参画する事業者については、マスクの生産経験のある事業者と連携して材料の調達、販路の確保が可能ということを確認させていただいた上で申請をしていただくということで、これまでの十三件のうち三件については、こうした事業者間連携ということで新たな事業者の方に入ってきていただいている、こういう案件になってございます。

また、人工呼吸器に関しまして、設備投資支援や医療機器メーカー等他業種の連携促進を行っております。また、厚労省においても審査プロ

セスの迅速化ということに取り組んでいただいております。企業の新規参入を後押ししているところでございます。そうした中で、自動車メーカー、電機メーカー等からの協力も具体的な事例が出始めているというふうに承知してございます。今後とも、厚労省等と連携しまして、異業種を含む企業の協力、連携を促していくということについてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○浅野委員 ぜひお願いします。

繰り返しになりますが、やはり今、マスク、人工呼吸器や消毒薬、あらゆる医療関連物資が不足している中で、まず、投資障壁を、導入障壁をできるだけ取り除く努力と、そして、今おっしゃっていたような、より多くの企業がこの輪の中に入ってきやすいように、例えば、今、既に生産経験のある企業と未経験の企業が連携をする必要があるということをおっしゃっていましたけれども、この連携をする部分はいくつか企業間同士の自主努力になっていくので、そこをいかに円滑に政府が後押しできるのか、この部分については、ぜひさらなる検討をお願いしたいと思います。

では、続いている質問なんです、特定デジタルプラットフォーム関連の質問に移らせていただきます。

こちら一昨日の議論の続きになりますけれども、私として前回も主張させていただきましたが、スタートアップしたばかりの比較的ネットワーク効果の小さなデジタルプラットフォーム事業者の創意工夫、イノベーションを阻害しないことは確かに重要であります。その一方で、業界において透明性や公正性を持つ取引環境を実現することもあわせて重要だと思っております。しかも、この二つというのは、決して相反するものではない、両立可能なものであると思っております。そのために必要なことは、この法律の中でも規

定されておりますが、情報開示と手続、体制の整備、この部分については、特定デジタルプラットフォーム事業者のみならず、この業界に参入する全ての事業者が基本的には守るべき義務としてこの法律の中に位置づけるべきではないかというふうに思っております。改めて政府の答弁を求めたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今、委員の御質問にもございましたとおり、デジタルプラットフォームあるいはデジタルプラットフォームの市場全体として、取引の透明性や公正性の向上が図られるということそのものは望ましいことでもありますし、重要なことであるというふうに考えております。

他方におきまして、この法案に基づいて具体的な規律を導入することになりますと、本来自由である取引に関する一定の義務を課したり、あるいは、例えば条件の開示といったような場合については、最終的には罰則を科すことも含めて、そうした規律を導入することになりますので、そうした点については一定の考慮が必要になるということから、この法案の全体としては、基本理念の中で、自主性を重んじ、規律を導入する範囲は必要最小限のものとするというふうに入らうと考えております。

具体的には、デジタルプラットフォームの透明性や公正性について、今申し上げたような規律を導入することが特に必要なものは、やはり、その規模が大きく、集中度が高い場合、つまり、取引先の事業者の方々から見ると他のデジタルプラットフォームに切りかえづらいということ、いわゆるロックイン効果が働いているというのが取引上の懸念を生んでいる大きな理由であるというふうなことを考えてございます。

したがって、本法案では、いわゆる特定デジタルプラットフォーム事業者として指定するに当たりまする条件については、今申し上げましたような、規模ですとかあるいは利用の集中度合いといったものを勘案することにしてお

ります。

他方、もとに戻らせていただきますけれども、委員御指摘のとおり、取引の透明性や公正性がデジタルプラットフォーム市場全体として向上することそのものは大変重要だと考えております。

したがって、法案では、特定デジタルプラットフォーム事業者の取引の透明化、公正化に向けた取組を強化することとしておりますけれども、その中で、そうした事業者の積極的な取組をいざばベストプラクティスとして評価をし、公表することも予定しております。

そうした取組、ベストプラクティスを参考としながら、先ほど申し上げました、直接的に罰則つきの規律のようなもの対象にならないような小規模なデジタルプラットフォーム事業者も含めて、自発的に取引の透明化や公正化のための取組が行われるようになることは大変望ましいことだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 私も、それほど大きな違いがあるとは思っておりません。言いたいのは、ベストプラクティスを横展開していくというのはいいいと思います。ただ、このデジタルプラットフォーム業界に参入する段階で、その参入する事業者がどういうことを守らなければいけないのかということ、規律をつくるという罰則もあわせてついでしようというもののなかであれば、例えば行動規範ですとかそういった指針になるような部分については、ぜひ政府の方からも事業者者に周知徹底をしていただきたいと思いますので、この件はこまめに、次の質問に移りたいと思います。

時間も少なくなってきましたので、特定高度情報通信技術活用システムの法律の方について質問させていただきます。

ちよつと、当初予定していた質問を一つ飛ばさせていただきます。当初は、この法案がいつの段階から検討され始めたのかということの時系列を確認させていただくつもりだったんですけども、時間がなかったので、ちよつとこちらで調べた

ことを申し上げますと、この5Gの基地局整備の必要性が最初にうたわれたのは、昨年、令和元年六月に閣議決定がされた成長戦略ですとか、まち・ひと・しごと創生基本方針、あるいは世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、こういった計画の中で、5Gの基地局整備の支援というのが初めて盛り込まれたそうでありました。去年の六月の話です。

私が言いたいのは、当初から言っていますけれども、これだけ5G技術に対する期待が膨らむ中で、余りにも着手が遅過ぎるのではないかと、これはもう過ぎた話なので取り戻すことができませんが、ぜひ、次を見据えた、環境整備のみならず技術開発といったところにも軸足を重く置いてほしいということでもあります。

最後の質問なので簡潔に答弁をいただきたいのですが、特にドローン技術。国内メーカーが海外メーカーに非常に劣後しているような環境の中で、どうやって育成、そしてドローンシステムの普及に取り組んでいくのか。最後に政府の答弁を求め、終わりたいと思います。

○春日原政府参考人 お答え申し上げます。ドローンの民需市場でございますけれども、これまで主にホビー用途の小型機体を中心でございますが、現時点では中国メーカーが高いシェアを占めているという状況でございます。他方、日本のメーカーは、ベンチャーを含めまして主に産業用途の中型、大型のドローンを製造販売しているという状況でございます。

こうした産業用途のドローンの市場でございますが、まだ黎明期でございますけれども、今後、インフラの点検それから物資輸送などのニーズにより、拡大が見込まれているというふうに思っております。また、産業用途のドローンでは、機体の安全性それから信頼性、用途に応じたきめ細やかなカスタマイズそれからアフターサービスが重視されるために、日本のメーカーにも一定の強みがあるというふうに期待をしております。

が重要でございます。政府としましては、二〇二二年度までにレベル4、すなわち、ドローンが第三者上空を操縦者の目視外で飛行可能な社会を実現するということを目標として掲げております。そのためのロードマップを取りまとめております。

経済産業省といたしましては、本法案の支援スキーム、それから予算を通じた支援によりまして、産業用途の安全、安心なドローンの開発供給及び利活用を促進するとともに、ドローンの運航管理システムの技術開発や制度構築など利用環境の整備を進めまして、成長が期待される産業用途のドローン市場におきまして日本のドローン産業の拡大を後押ししてまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。これで終わりますが、ぜひ、ドローンはまだ安全性、信頼性も含めて開発途上であることを踏まえながら、この国の指針にどう適用させていくかというのを十分に御検討いただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員 立憲民主党の落合貴之でございます。本日は、まず、現下の経済対策における金融の重要性について伺えればと思っております。

緊急事態を全国に拡大させるということで発表がされました。今言われているのが、需要の蒸発という言葉が使われ始めています。自粛や休業要請を政府、自治体が行うことで、いきなり事業者の収入がなくなってしまうというような事態でございます。

中小企業、小規模事業者の既存の債務、これも、いきなり需要が蒸発したことで返済が難しくなるということが多発しているわけですが、今までの大臣の答弁を伺っても、既存の債務の繰延べ、これは、よりやりやすくするということの重要性が高まっているというふうに大臣もお考えで

あるということでもよろしいでしょうか。○梶山国務大臣 既存の債務に関して、しっかりと考慮をしていくということは重要であると思っております。

○落合委員 きょうは金融副大臣にもお越しいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

既存の債務の繰延べにつきましては、先日私は、決算行政監視委員会でも麻生大臣に伺ったんですが、かつての中小企業円滑化法、モラトリアム法をつくらなくても通達等で対応ができるんだという大臣の答弁だったんですが、これは、法律じゃなくても通達でできるという根拠について伺えればと思っております。

○宮下副大臣 委員御指摘のいわゆる中小企業円滑化法でありますけれども、当時、金融機関に對しまして、中小企業等から申込みがあった場合には、できる限り貸付条件の変更など適切な措置をとるよう努めるものとするということに加えまして、条件変更等の取組状況について報告を求め、その状況を公表するという内容を盛り込んでおりました。

経緯としては、その前に、平成二十年十一月に金融機関への要請文があったわけですが、やはりもっと実効性を高めなきゃいけないということでこの法律ができたというふうに認識をしております。特にその実効性というところでは、条件変更等の取組状況について報告を求め、そこが重要であったというふうに思っています。

そういうことを踏まえて、三月六日の麻生大臣から金融機関への要請では、金融機関に對しまして、既往債務について、返済猶予等の条件変更更に迅速かつ柔軟に対応すること、また、新規融資について、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応することを要請するとともに、今申し上げましたことが、金融庁が、銀行法第二十四条等によって、金融機関による条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表するという内容を要請となっております。

このように、今回の要請が事業者の資金繰りを支援するという観点では、中小企業円滑化法と同様の対応がとれる内容となっているというふうに考えております。

また、金融庁において、金融機関による事業者の資金繰り支援の仕組みを当面の検査監督の最重要事項として、三月六日の要請内容を実効性のあるものにするために頑張ってもらいたいということと、これに加えまして、三月二十四日、四月七日にも、条件変更の柔軟な対応を金融機関に求めるべく追加で要請を行っておりますし、四月八日には総理から、官民の金融機関の代表者の皆様に対して、事業者の方々が事業を継続していくための力強い支援を迅速かつ柔軟に行っていたかどうか要請いただいたところでもあります。

いずれにしても、企業の皆さんの資金ニーズにしっかりと応えられるようにこれからも対応してまいりたいと考えております。

○落合委員 立法には時間がかかりましたから、要請、あと通達を出すということは有効であるとは思っています。

十年前、このモラトリアム法案をつくったときの経緯を先輩方に聞いたんですが、やはりそれまで、同じように通達とか要請でやっていただけでもなかなか進まなかった、なので立法作業をしたということなんです。

これは報告等を求めていますけれども、例えば債務の返済の繰延べをすると、債務の区分がちょっと下がってしまいます。要は、金融機関にとっては不良債権がふえていくということで、金融機関にはデメリットが発生するわけです。それを、中小企業円滑化法によって、不良債権化させない、債務の区分を動かさない、そういった措置をしたことで、金融機関が、じゃ、いいですよというふうにどんどん返済の猶予を行うようになったというふうな経緯があるわけでございます。

これは、一カ月後、二カ月後には必ずこういった法律が必要になるということを私も述べさせて